

# 平成25年1月19日開催 県民主催タウンミーティング 寄せられたご意見等への対応状況について

## 1 開催概要

- ・開催日 平成25年1月19日（土）午後4時20分から6時20分まで
- ・テーマ 『これからの特別支援教育のあり方を一緒に考えませんか？』
- ・主催者 中信地区障害児の豊かな教育をすすめる会
- ・会場 松本市総合社会福祉センター
- ・参加者 約100人

## 2 参加者のご意見の概要と、ご意見に対する対応状況

### （1）養護学校の過大・過密化について

#### （ご意見の概要）

- ・ 県下では障害を持つとされる児童・生徒数は年々増加しており、各特別支援学校の過大・過密化が進行している。このため教室や運動スペースが手狭になっている。例えば、松本養護学校では、体育館を時間（15分単位）で交替して利用したり、ホールで体育を行ったりしている。また、駐車スペースが足りず校庭を駐車場にしていることで、子供は遊び場を奪われている。ほかにも、特別児童・生徒に個別対応するスペースがないなど、学校に落ち着いた居場所がないことで、適応できず不安になる子供も多いなどの問題がある。法律等に設置基準の定めがないことが、このような過大・過密化の一因になっているのではないかと思う。設置基準を定めるよう国に働きかけてほしい。

#### （知事の発言）

- ・ 特別支援学校の設置基準については、国が策定しても地域の事情を反映することはできない。まず地域の皆さんで考えていただいて、長野県に良い基準ができたなら、国に提案していくのもよいのではないか。

#### （ご意見に対する対応状況）

- ・ 国の特別支援学校の設置基準がなくても、過大・過密化や地域の状況に応じた教育環境の整備を進めていきます。【担当課：特別支援教育課】

### （2）新たな特別支援学校・学級の設置について

#### （ご意見の概要）

- ・ 養護学校が遠いので、地域に養護学校がほしい。
- ・ 過大・過密化の対策としても、通学の負担を軽くするためにも、小中学校や盲学校の空き教室を利用して、養護学校の分教室を設置してほしい。
- ・ 特別支援学校がそもそも不足しているので、もっと増やしてほしい。

#### （ご意見に対する対応状況）

- ・ 学校の過大化による教室不足に対応するため、松本養護学校では13教室、安曇養護学校では7教室を増設し、安曇養護学校にはあづみ野分教室を設置しました。今後も

各学校の教育や地域の状況に応じて、施設整備や県有施設の活用など特別支援学校の教育環境の整備に努力してまいります。

- ・ 今後、松本・安曇地区全体で特別支援学校のあり方を研究してまいります。

**【担当課：特別支援教育課】**

### **(3) 教育環境整備について**

#### **(ご意見の概要)**

- ・ 養護学校の教育条件整備が整っていない。小中学校の30人学級化にあわせ、養護学校の障害児学級についてもこれに見合うように上限の切り下げを行ってほしい。

#### **(ご意見に対する対応状況)**

- ・ 特別支援学校の学級編制においては、国の基準に従い行っており、上限の切り下げについては難しいところです。各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じた施設整備を進めます。**【担当課：特別支援教育課】**

### **(4) 高等部のあり方について**

#### **(ご意見の概要)**

- ・ 障害者への福祉施策は、二十歳から受けられるものが多いので、高等部は高専化（5年制化）するのがよいと思うがどうか。

#### **(ご意見に対する対応状況)**

- ・ 高等部の高専化については現状では難しいところです。高等部においては、教育的ニーズに応じたコース制の検討や、キャリア教育の充実のための教育課程等の実践研究を進め、研究の成果等、必要な情報を発信してまいります。

**【担当課：特別支援教育課】**

### **(5) 就労訓練と卒業後の就労問題について**

#### **(ご意見の概要)**

- ・ 卒業後の就労は大変厳しく大きな問題である。県の支援を充実してほしい。
- ・ 高等部を卒業してから通える専門の職業訓練校を作るのがよいと思うがどうか。

#### **(知事の発言)**

- ・ 私の参加した意見交換グループでは、「ふれジョブ」の取組について話があったが、就労支援に地域が関わるという点ですばらしい。県として進めていきたいと思う。
- ・ 障害者の雇用の場づくりでは、県有地を使って障害者の働く場が作れないかを考えているし、法定雇用率未達成の問題や就農による働く場の確保についても知事部局でやらなければならない。

#### **(ご意見に対する対応状況)**

##### **ア 在学中に行う就労体験「ふれジョブ」の推進について**

- ・ 障害のある子どもが、放課後や休日を利用して地域の企業等で行う就労体験活動である「ふれジョブ」を全県に広げるよう普及活動を進めます。

**【担当課：次世代サポート課】**

## イ 卒業後に通う専門の職業訓練校について

- ・ 卒業してから通える専門の職業訓練校については現状では難しいところです。一人ひとりのニーズに応じた進路実現のため、関係機関と就労や生活を支える方策を協議し、地域の課題や好事例等の情報共有を図って、各学校と関係機関との連携を促進したり、関係部局やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等と連携して、現場実習における支援の充実を目指すなど、就労支援の充実を図ります。【担当課：特別支援教育課】

## ウ 技術専門校等での障害者受入状況について

- ・ 職業訓練校として、県下7地域に技術専門校を設置しています。技術専門校では、障害特性を考慮の上、訓練が可能な場合には入校いただいています。また、より身近な場所で多様な訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託した「障害者民間活用委託訓練」を県下各地域で実施していますので、今後とも、訓練内容の充実を図りながら、就職に必要な知識・技能の習得を支援してまいりたいと考えています。【担当課：人材育成課】

## エ 法定雇用率の確保に向けた取組について

- ・ 働く意欲のある障害者の雇用の確保と法定雇用率未達成企業解消のため、以下の①から③の取組を実施しています。
  - ①障害者の雇用の確保するため、県下5か所に配置した「求人開拓員」による障害者の求人開拓・紹介状発行、職場定着のためのアフターフォローなどを実施しています。
  - ②企業側の障害者雇用への理解と雇用促進を図るため、県下4か所に配置した「障害者職域拡大アドバイザー」による企業訪問や企業向けの養護学校見学、セミナーなどを開催しています。
  - ③法定雇用率未達成企業に対しては、長野労働局長と長野県知事の連名による依頼文を発送し、雇用促進を図っています。

【担当課：労働雇用課】

## オ 障害者の働く場づくりについて

- ・ 県下の10圏域に設置している「障害者就業・生活支援センター」で障害者の個々の状況に合わせた就業や生活に関する相談や支援を行っています。
- ・ 平成25年度から、障害者の働く場を拡大するため、企業等での職場実習の充実や県有財産を有効活用した就労継続支援A型事業所の設置の促進を図ります。

【担当課：障害者支援課】

## (6) 教員の専門性について

### (ご意見の概要)

- ・ 専門性を持った教員が不足している。十分な研修機会を設けてほしい。
- ・ 特別支援教育について、教員の専門性を高める取組が必要である。

- ・ 特別支援学校で専門性を習得しても、地域の学校に異動して能力を生かせないこともある。
- ・ 寄宿舎職員は、地域の学校に異動しないので専門性が高い。寄宿舎で研修するのはよい方法ではないか。

#### **(知事の発言)**

- ・ 先生方の研修とか質の問題は、保護者に分かるように具体的な取組を行ってほしい。

#### **(ご意見に対する対応状況)**

- ・ 今後とも、特別支援学校教員枠を設けて専門性の高い教員の採用を進めるとともに、免許法認定講習の充実、校外研修への参加促進、校内の専門性の高い人材を活用した研修の充実により、各教員の更なる専門性の向上を図ります。

**【担当課：特別支援教育課】**

### **(7) 発達障害児への教育について**

#### **(ご意見の概要)**

- ・ 発達障害児への対応は難しい。支援する職員が配置されても専門性に課題があることがある。また、教職員も理解を深めていく必要がある。

#### **(知事の発言)**

- ・ 先生には専門性を高めてもらいたい。研修・人事の問題もあるが、他県には本格的に発達障害に取り組んでいる学校がある。そういったところの取組をしっかりと見たと、先生方には、ほかに負けないように工夫して努力してもらいたい。
- ・ 発達障害は、地域ごとに専門性を持ってサポートできる体制を作ろうということで取り組んでいる。学校だけではなく、医療、福祉が横につながって一緒になって考える場を作っていかなければいけないと思っている。
- ・ 公立学校ではなくて、違う形で応援する場も、設置していかなければいけないと思っているし、就業の支援もしていかなければいけないと思っている。

#### **(ご意見に対する対応状況)**

- ・ 先進的な教育課程やノウハウを持ち、発達障害教育の充実に資することを目的とする「発達支援を専門的に行う学びの場」づくりについて、検討を行います。

**【担当課：次世代サポート課】**

- ・ 通常の学級において、発達障害等のある児童生徒も含めて、すべての児童生徒にとって分かる授業となるよう、授業のユニバーサルデザイン化の実践を促進するとともに、発達障害支援力アップ出前研修、「発達障害支援研究協議会」等の開催や「発達障害児等を支える指導・支援事例集」の活用などにより教職員の専門性の向上を図ります。**【担当課：特別支援教育課】**

## (8) 地域の学校に通う場合の問題について

### (ご意見の概要)

- ・ 重度障害児の場合、看護師や保護者に付き添ってもらわなければ登校できない。
- ・ 地域の学校に通いたいが、施設条件整備が必要なほか、教員が特別支援教育に対応できることが必要である。また、学校間で支援に向けた取組に差があって、受け入れられないという学校もある。

### (ご意見に対する対応状況)

- ・ 地域の学校に通うことについては、市町村の就学相談委員会で、お子さんが最も力を発揮できる就学先について、保護者との相談を踏まえ市町村教育委員会が就学先を決定します。この場合、特別支援学校でなく、地元の小中学校へ就学することもあります。お子さんの障害の内容により施設面で対応が難しい場合や、就学を希望される学校に当該の特別支援学級がない場合があります。個々の事例については、学校、市町村教育委員会とも情報交換に努め、教員の加配も含め弾力的な対応を心がけています。また、国に対して教員の加配や市町村への財政措置の充実について引き続き要請してまいります。**【担当課：義務教育課】**
- ・ 要望があれば、現在、特別支援学校で進めている「安全で適切な医療的ケアを行うための研修体制」や「関係機関の連携体制整備」について支援を検討してまいります。

**【担当課：特別支援教育課】**

## (9) 地域との関わりにおける課題について

### (ご意見の概要)

- ・ 養護学校と地域の小中学校との連携が不足している。
- ・ 地域に長期的に子供の成長を見届けてもらえるような人材を確保してほしい。

### (ご意見に対する対応状況)

- ・ 県下 10 圏域毎の障害者総合支援センターにおいて、障害児及び身体・知的・精神の 3 障害に対応した相談支援を実施しています。0 歳から 18 歳までの障害児については療育コーディネーターが担当し、個々の状況に応じた療育指導、相談等を行っています。引き続き、市町村や医療機関、学校、施設等の地域の関係機関と連携した支援を継続的に実施してまいります。**【担当課：障害者支援課】**
- ・ 卒業後も居住する地域で生活することを考えると、地域の友達や人々とのつながりは大切であると考えます。市町村や関係機関との連携支援体制を長期に渡り構築するためには、各地区に「地区特別支援連携協議会」を位置付け、各学校間においてスムーズに情報共有することや個別の教育支援計画の作成・活用方法等連携の在り方について支援できるようにしてまいります。**【担当課：特別支援教育課】**



## (10) 医療・福祉との連携について

### (ご意見の概要)

- ・ 親が医療の話を学校や福祉の関係者に正確に伝えるのは難しく困っている。現状は学校・福祉・医療がバラバラに対応しているが、子供に関わる学校・福祉・医療の関係者が一堂に会して、細かな情報を伝え合いながら、子供のことを考える場を作ってほしい。
- ・ 幼児期に障害の早期診断ができるようになったが、診断結果の伝え方によっては、育児不安をあおってしまうこともあるので、医師等の研修を十分に行ってほしい。

### (知事の発言)

- ・ 発達障害は、地域ごとに専門性を持ってサポートできる体制を作ろうということで取り組んでいる。学校だけではなく、医療、福祉が横につながって一緒になって考える場を作っていかなければいけないと思っている。

### (ご意見に対する対応状況)

- ・ 医療、福祉や就労など学校以外の関係者との連携を強化するため、個別支援ノート等による関係者同士が行う情報共有を徹底するとともに、多分野の関係者をまとめる専門家の配置を進めます。
- ・ 支援する職員が共通認識に基づき、自信を持って発達障害の特性に沿った対応ができるようにするため、早期発見方法や適切な支援方法の普及を徹底します。
- ・ 身近な医療機関で、発達障害の特性を踏まえた適切な診療が受けられるように、各圏域で医療機関同士の情報交換や研修等を行う体制を作ります。

#### 【担当課：健康長寿課】

- ・ 各地区（郡市または福祉圏域）において、「コーディネーター連絡会」を基にした連携組織、あるいは「自立支援協議会（療育部会）」を基にした連携組織「地区特別支援連携協議会」の中で、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の学校とのつながりが途切れないような学校間連携や、医療、福祉など関係機関との支援会議のあり方、個別の教育支援計画の作成・活用方法等地区内の連携体制構築の協議を進め、改善を図ってまいります。**【担当課：特別支援教育課】**

## (11) 病弱児童・生徒の教育機会の確保について

### (ご意見の概要)

- ・ 医療の支援が必要な児童・生徒が在籍している寿台養護学校では、27年度に隣接する病院（国立病院機構松本医療センター中信松本病院）の移転が決まっているので、保護者の間には病院の移転によって教育の機会の失われるのではないかという不安の声がある。教育の機会が失われないようにしてほしい。

### (ご意見に対する対応状況)

- ・ 病院移転がはっきりしない現時点において、移転後の通学方法や教育課程編成等の課題については、病院を含めた三者協議の場で話題にし、児童生徒・保護者の皆さんが不安にならないよう努めてまいります。**【担当課：特別支援教育課】**

### 3 問合せ先

総務部広報県民課県民の声係

電話 026-235-7110

FAX 026-235-7026

E-mail [koho@pref.nagano.lg.jp](mailto:koho@pref.nagano.lg.jp)